

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会

発行人 高橋 徹 編集人 西川 正

2014年8月10日発行・No.29

震災対策
特別号

避難指示解除と地域住民の生活 ～田村市都路地区と川内村の今～



写真は、田村市都路地区の旧警戒区域での一枚。写真のように田植えされている田も見られるが、耕作されていない田畑も少なくない。

今年4月に20km圏内の旧警戒区域としてははじめて避難指示が解除された田村市都路地区、また、同じく今年4月から避難指示解除準備区域での長期特例宿泊が認められ避難指示解除に向かおうとしている川内村。これらの地区の住民の方々は、今どのような生活を営み、これからの生活をどのように考えているのだろうか。

【田村市都路地区】

田村市都路地区は、避難指示の違いによって、地域が分断されてしまった地域である。

平成23年3月12日、田村市から都路地区の全域に避難指示が出され、全住民が避難をした。その後、同年4月22日、都路地区のうち、福島第一原発から20km圏内の地区については、立入りが制限される警戒区域となる一方で、それ以外の地区は緊急時避難準備区域となった。それ以来、避難指示は別々のままで、地域は分断されたままである。

まず、20km圏外の地区については、平成23年4月22日、緊急時避難準備区域となり、同年9月30日には、それも解除となった。これに伴って、この地区の住民に対する東京電力の精神的損害に対する賠償もすでに平成24年8月で打ち切られている。

これに対し、20km圏内の地区は、警戒区域となり立入りが制限されていたものの、平成24年4月1日、避難指示解除準備区域に再編され、平成26年4月1日には、これも解除されて、すべての避難指示が解除された。なお、避難生活を続ける住民に対しての精神的損害に対する賠償は今も続けられている。

田村市では、帰還支援策の一環として、都路地区に仮設商業施設「Domo（ど〜も）」を開設・運営していて、地区の中心地に古道店、地区の西側に岩井沢店の2店舗が営業してい



「Domo（ど〜も）」古道店。この区域では唯一の食堂も併設されている。

る。いずれもプレハブ平屋づくりだが、店内には、日用品や缶詰、カップラーメン等の食料品の他、野菜や果物などの生鮮食品、弁当や牛乳などの日配品が所狭しと置かれている。中には地元産の米とキュウリもある。しかし、その他の多くの野菜類はすべて県外産のものである。よく売れるものは、生鮮食品をはじめとする食料品で、他に商業施設のない（営業を再開していない）都路地区にあって、地区住民の利便には役だっているようだ。



「Domo（ど〜も）」店内の様子。生鮮野菜のほとんどは県外産である。

この「Domo（ど〜も）」古道店で、関係者に話を伺うことができた。聞くと、都路地区の住民のうち、仮設住宅から戻って来た人は、全体のおよそ3割程度とのことで、地元で農業を再開した人はまだ少なく、再開した農家でも市場に出荷している農家は数えるほどしかないとのことである。林業は、シイタケ栽培の原木や材木など、どれも放射能汚染で休止状態。「農業もダメ、林業もダメ、工場もない、あるのは除染の仕事だけ」と話す姿が印象的であった。

田村市船引地区に建つ仮設住宅には、都路地区の住民の方々が多く暮らしている。そのほとんどは、20km〜30km圏の住民で、避難指示が解除となった3年近くも前（平成23年9月）からすでに自宅でも居住可能であった。それでもこれまでに自宅に戻った住民は3割程度で、



田村市都路地区。耕作されていない田畑が目立つ。

大半の住民は仮設住宅での暮らしを続けている。仮設住宅に暮らす方々に話を聞いても、自宅には戻りたくない、住める限りここ（仮設住宅）に住み続けたいと話す方がとても多い。

原発が怖い。国の言うことは信用できない。原発の廃炉作業も今後どうなるか分からないといった原発や放射能に対しての不安もあるだろう。もう農業はしないと決断している人も少なくない。また、長期間の避難生活の間に、自宅は地震とネズミの被害で住めたものではないという話しも聞いた。

ある人が言っていた。「都路は不便でも田畑があつて、山があつて、自然に恵まれていたけど、原発事故でみんななくなった。残ったのは、不便だけだよ」。確かに仮設住宅の方が、まわりに店も多く買い物も便利だし、病院にも近い、勤め先にも近い。そう考える人にとって、不便な都路に戻る理由はないのかもしれない。現に子育て世代では、都路を離れ、市街地に住宅を購入する例も増えているようである。

それでも、都路に戻ろうと考えている住民の数も決して少ないわけではない。このため、リフォーム業者は仕事が詰まっていて、数ヶ月待ちの状態が続いているとのことである。20 km圏内に自宅があるというある高齢の女性は、大工さんに頼んだリフォームが終わったら、自宅に帰る予定だということだが、帰れることは嬉しいことだけれども、とても素直には喜べないと語っていた。実際、住民の方々からは避難指示が解除された喜びの声はあまり聞かず、むしろ戸惑いの声の方が圧倒的に多いように感じた。改めて、問題の根深さを考えさせられる。

「帰るかどうかはそれぞれの家庭の事情や地域の特性にもよるし、考え方の基準は皆違うのだから、一概には良いとも悪いともいえない。今、避難者にはそれを判断する力が問われているんだと思う。だから政府が無理矢理帰れというのには反対」と語る避難指示解除とほぼ同時に自宅に戻ったという住民の方のお話しが非常に印象的であった。

また、冒頭に記したように20km圏内の地区とそれ以外の地区とで避難指示に違いがあるために、東京電力の精神的損害に対する賠償額に大きな違いが生じている。ここから生まれる不公平感、これが住民間でとしこりとなって、住民同士を反目させてしまっていることも見逃せない。

都路地区の中心地にある古道小学校は、平成26年4月、震災から3年ぶりに学校が再開された。避難先から自宅に戻った子どももいるが、多くは仮設住宅からバスで通っているという。この日は、少年野球チームが校庭で練習を行っていた。コーチの男性によると、震災直後から避難先で練習を再開したが、学校の再開に伴い、練習も古道小学校でするようになったという。仮設住宅から練習に通う子どもも多い。



古道小学校。練習中の少年野球チーム。

【川内村】

川内村は、福島第一原発事故により、一時、全村避難となるが、平成24年1月、いちはやく遠藤雄幸村長により「帰村宣言」が出され、同年4月1日には、役場機能も村内の庁舎に戻されている。村の東側の地区には、居住制限区域と避難指示解除準備区域が残されていて、この地区への日中の立入りは制限されていないものの、原則として宿泊することは認められていなかった。このうち、避難指示解除準備区域について、平成26年4月26日から帰還準備のための特例宿泊が実施されている。

(この後、平成26年10月1日に避難指示解除準備区域での避難指示の解除と、居住制限区域の避難指示解除準備区域への変更がされることが決まった。)

川内村の仮設住宅で何人かの方にお話を伺おうとするが、特例宿泊により自宅に戻っている人もいて、仮設住宅にいる人からは、もう戻って農業をする気はない、この近くに復興住宅ができるので、その申込みをしたというような意見が多く聞かれた。特例宿泊により自宅に戻る人も、想定した数よりはかなり少ないという話も聞く。

こんな中、川内村では、村内での雇用創出のため、企業誘致、工業団地整備を進めている。その一つ、蓄光タイルを製造販売するコドモエナジー（大阪市）では、福島県の「ふくしま



コドモエナジー川内第一工場。

産業復興企業立地補助金」と川内村の「かわうち震災復興企業立地補助金」を活用して川内村に工場を建設し、平成26年6月25日に操業を開始した。この工場の8名の従業員のうち、本社から派遣された工場長以外の7名の従業員はすべて村内か隣接自治体から採用されたとのことである。

この工場の道を挟んだ向かい側には、村営住宅が建築されていて、住民の帰村を後押しする村の強い姿勢を垣間見ることできる。さらに、村では、今後も企業誘致に力を入れている。しかし、一方で住民の帰村は思うように進まず、誘致した工場での従業員確保が課題となりつつあるとのことである。

【雑感】

今年4月に初めて原発から20km圏内で帰還が許された田村市都路地区。小学校には子どもの野球に興ずる声が響き、一見すると穏やかな農村地帯の町のように見える。しかし、やっと再出発したといっても、まだ商店や食堂などの再開は道半ばで、以前の生活基盤が取り戻せた訳ではない。立ち並ぶ家々をよく見ると、人が戻っていないのか生活感のない家も多い。長期宿泊が始まった川内村でも、まだ実際に帰還を果たした住民はごくわずかに過ぎない。

原発事故の影響は市民の身近に存在している。除染の進む土地に残された放射能は何ベクレルなのか、また空間線量は何シーベルトなのか、その数値ばかりに目を向けてしまいがちだが、実際には廃炉作業は現在進行形であり、本当に安全に進んでいるのか、住民はそちらの方にこそ不安を感じているようだ。戻れる自宅があるにも関わらず、「仮設住宅に住める限り住み続けたい」と話す住民の訴えは切実であった。

自宅に帰るべきか、帰らざるべきか。住民一人一人が将来の生活を見越し、放射線の影響を考慮し選択し始めた。我々法律専門家はどのように携わっていくことができるのか、とても難しい課題を突きつけられている。

(櫻井 裕、板倉 真、西川 正)

**群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。
第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。**

シリーズ

踏み出す！ (4)

東京電力福島第1原発事故の後、福島県富岡町から高崎市内に避難している知的障がい者支援施設「光洋愛成園」（社会福祉法人友愛会）が、3年間の避難生活をまとめた小冊子「今日までそして明日へ～3・11と光洋愛成園～」を作製した。支援を受けた団体や、全国の障がい者支援施設等に配布されている。また、光洋愛成園は、すでに福島県に帰還するための土地を確保し、福島での再スタートに向けて具体的に動き出しているとのことである。

そこで、今回は、光洋愛成園の施設長をされている寺島利文さんに、小冊子発行の経緯や、これまでの避難生活、今後の活動等について、お話を伺った。

—— 小冊子「今日までそして明日へ～3・11と光洋愛成園～」を作製した経緯を教えてください。

東日本大震災、原発事故から3年以上経ち、世間の関心も徐々に薄れてきた気がします。「事故を風化させてはいけない」と思い製作しました。いろいろな団体から問い合わせをいただいて、予想以上の反響に驚いています。

—— 普通に避難するだけでも大変な状況でしたが、さらに施設の利用者さんを連れての避難は、かなり苦労されたと思いますが。

3月12日の朝に消防団が来て「原発が危ないのですぐに避難してください」と言われました。前日から10名の職員が勤務していましたが、66名の利用者さんと一緒に避難しないとイケませんので、できるだけ多くの職員が必要でした。しかし道が寸断されており、5名しか集まれませんでした。結局、マイクロバス2台とワゴン車5台に分乗して、職員15名利用者さん66名で避難をすることになりました。

—— 冊子の中で「当初から、愛成園は関係者全員の一カ所での避難を決めていた」とありますが、そこにこだわった理由を教えてください。



光洋愛成園施設長 寺島利文さん

「全員で避難する」ということは絶対に譲りませんでした。県の障がい福祉課長と知り合いだったので、電話して避難場所を探して欲しいとお願いしましたが、そのときも全員で避難できる場所以外は受け入れられませんと伝えました。

利用者さんの中には持病を持っている方も多く、また精神科のクスリを飲んでいる方もいらっしゃいますから、もし間違えたりすると大変なことになります。障がいを持っているかたの避難は並大抵のものではありません。ですから愛成園全員で避難し、利用者さん一人ひとりに目を行き届かせることができるよう、全員での避難にこだわ

りました。実際、避難途中で、「何名かであれば受入れ可能です」と言われたことがありましたが、すべて断りました。まあ、結果、うまくいったから良かったですが、もしうまくいかなければ私は厳しく責任を追究されたかもしれませんね（笑）。

—— 全員で避難できる場所を確保できたのは、いつ頃ですか。

12日の午後6時半くらいです。どこの避難所もいっぱい、車中泊も覚悟していましたが、何度も何度も行政機関に電話をかけて、粘り強く交渉した結果、三春町の「さくら湖自然観察ステーション」という場所を愛成園関係者専用の避難場所として開放してくれることになりました。

そこでは、ライフラインも不自由なく使えましたし、支援物資もあり、また近隣の皆さんとも交流できましたから、かなり恵まれた環境だったと思います。

ただ、一部屋での集団生活ですからプライバシーがなく、利用者さんはかなりストレスを感じているようでした。また誰かが病気になったら、あっという間に感染が広がってしまいますので、第二次避難施設を確保する必要がありました。

—— 群馬県高崎市にある「のぞみの園」に移られたのはいつ頃ですか。

平成23年4月15日です。事前に下見に来ましたが、緑に囲まれた広大な敷地や障がい者へ配慮された設備など、すぐに「ここがいい」と思いました。

のぞみの園に来るにあたって、利用者の保護者の方の了解を得ようと思いましたが、連絡がなかなか取れませんでした。それぞれバラバラに避難していますから、どこにいるかがわかりません。携帯電話の番号を聞こうにも個人情報ということで、電話会社は教えてくれませんでした。こういう緊急事態のときは、もっと柔軟な対応が必要なのではないかと感じました。

—— 「のぞみの園」での避難生活はどうですか。

利用者さん67名、職員27名で新たに避難生活をスタートしましたが、職員用の独身寮や雇用促進住宅を提供していただいたのはとても助かりました。震災から1ヶ月で、これだけ環境が整った場所で生活できたのは本当に幸運なことだと思います。

また、富岡町で行っていた「桜染め」や「加工味噌の製造」も再開できましたし、当初はちょっと地に足がついていない感じもありましたが、時間が経つにつれて、少しずつ慣れてきたように思います。

ただ、利用者さんに言われて一番つらかったのは「いつになったら帰れるの?」と聞かれることでした。これは本当に困りましたね。「そのうちに……」なんていう答えはよくないと、この世界の偉い人から言われたりしたから、本当に困りました。

—— 福島県にはいつごろ戻られる予定ですか。

予定では平成28年3月までには戻れる予定です。場所は双葉郡広野町です。すでに場所は確保してあります。現在は雑木林になっていますので、これから伐採して除染作業を行うところです。事故前であれば、伐採した木材を売ることもできたでしょうが、今は除染をして、木を持っていく場所もないですから、結局自分の土地の敷地内に保管することになりそうです。

—— 用地を取得するのに補助金等は出ましたか。

補助金は建物にしか出ません。ですから土地は友愛会が融資を受けて購入しました。国策ですすめてきた原発の事故で、否応なしに出されたのに、戻るときには自分の貯金をはたいて、さらに借金して戻ってくるなんておかしい話だと思いますけど。

—— 福島に戻るにあたって不安などはありますか。

一つは、利用者さんが集まるかどうかです。我々の収入源は利用者さんの利用料ですから。戻っても利用者さんが集まるかどうかかわからないし、今いる方は一緒に戻る予定ですが、なかには福島に帰るのはいやだという方もいるかもしれません。

そして、利用者さんの保護者の方に戻ることについて理解を得る必要があります。放射線量は日常生活をするうえでは問題ないレベルですが、少なくとも群馬よりは高いわけですから、その点を理解してもらう必要があります。

この問題は職員についても同じです。若い職員もいますし、小さい子どもがいる家庭もありますから。まだ意思確認をしていますが、かなり難しい問題です。

あとは、施設で作った味噌やこんにゃく、染物なんかが売れるかどうかということもあります。もともと福祉施設で作ったというだけで、買い控えられてしまう傾向がありましたが、そこは長年の実績で、かなり販売数を伸ばすことができました。ただ、今度はさらに原材料が「福島県産」ということになった場合、どれだけの人が手にとってくれるかという不安があります。

不安は考えればきりがありませんが、それよりも「福島に帰れる」という思いのほうが今は強いですね。利用者さんから「いつ帰れるの？」と聞かれてもちゃんと答えられるようになりましたし。

—— 今は新しい友愛会のスタートに向けて準備を進めている段階ですね。

我々のような、障がいを持っている方の福祉施設が、全員で集団避難し、しかも4年で福島県に戻れるなんてことは奇跡だと思います。なので、こういう奇跡をまた起こしたいと思います。

おそらく、今度わたしたちが建設する施設は全国の福祉施設の関係者が見学にくる

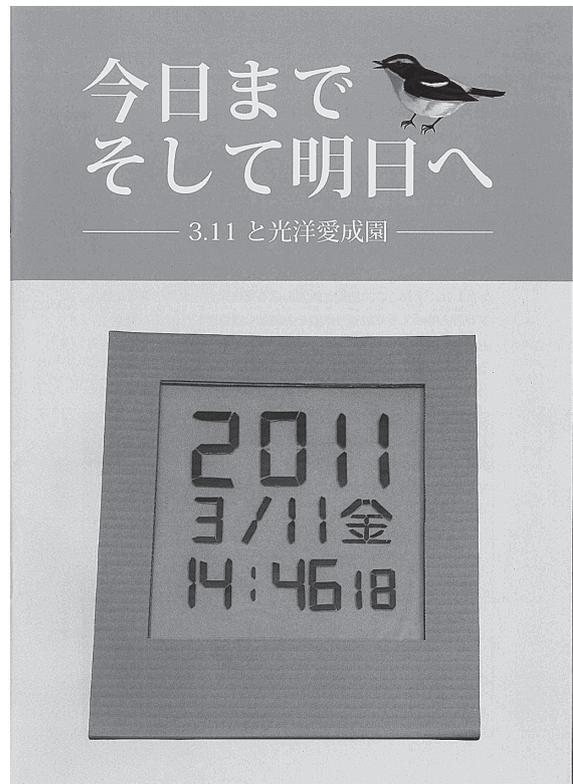
と思います。ある意味で見本になる施設かもしれません。富岡町に帰れるとは思っていないので、しっかりとしたものを作って欲しいと設計の方にもお願いしました。

—— 約3年の避難生活を振り返って、感じたことは何ですか。

とにかく人とのネットワークというんでしょうか、昔の言い方であれば「人脈」ですかね。それが一番大事だと思いました。あの人に言えば、こうしてくれるんじゃないか、この件はあの人に頼めばなんとかなるんじゃないかと、そういう人脈があったことが、今回の奇跡に繋がったと思います。

福島に戻った後も、これまでの人脈を大切にし、またそれを生かしながら、活動していきたいと思っています。

(聞き手／鈴木克利)



今日までそして明日へ

—— 3.11と光洋愛成園 ——

連載コラム

現場に生きる
—被災司法書士のつぶやき— (4)

司法書士 渡辺和則

想像力の欠けた中間貯蔵施設の建設

除染で出た汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設の建設をめぐり、現在政府と福島県、双葉郡大熊町、双葉町との交渉が行われている。これまで政府はその用地の所有権の買取りのみを前提として交渉していたが、先日候補地の所有権の買取りだけでなく、希望があれば地上権を設定して一定期間その土地を借り、期間満了後に土地を返して貰うという手法も認めるとした。「先祖代々の土地を手放したくない」という地元住民の感情を慮っての地上権設定容認だと言うが、これではたして問題解決だろうか？

少し考えてみて欲しい。これは中間貯蔵施設という前例のない巨大迷惑施設の底地が所有権と地上権という虫食い状態の権利の上に建設されるということである。地上権の期間満了は30年とされているが、はたして本当に30年後に国は責任を持って汚染物質を県外の最終処分場に移管してくれるのだろうか？ 中間貯蔵施設を取り壊して撤去して綺麗に元通りに戻してくれるのだろうか？ そんな事を誰が信用するだろうか？ けれど存続期間30年の地上権を設定するということはそういうことである。仮に30年後綺麗に更地にして返してくれたとしても、その跡地は国の所有地と私人の所有地が虫食い状態のままだ。そこに将来のビジョンは何も無い。そういう想像は及ばないのだろうか？

めまぐるしく変化する原発事故被災地の状況だけに30年後のことは誰も分からない。だからといって思考停止にして良いということではないだろう。30年後に用地提供し

た土地所有者は生きているだろうか？ 30年後に県外最終処分を約束した政治家はいるだろうか？ 少なくとも担当者が今のままとすることはありえない。それを考えると存続期間30年の地上権設定など受け入れのための口実ではないか？ 先のことなど私達には関係ないということか？ 穿った見方をしてしまう。これは今後原発を再稼働させるのか、増設するのか、日本の将来の原発政策に対しても共通して言えることだろう。30年後確実なのは放射性物質を含んだ汚染物質が消えずに存在しているということ。そこに双葉郡の荒涼とした大地が広がっているということ。それだけだろう。

最終処分場の候補地が宮城、栃木、茨城、群馬、千葉と報道されてはいるが、いずれも反対があることは必至で決定されていない。将来の双葉郡のビジョンは勿論、中間貯蔵施設ができる土地所有者の生活再建策や用地補償額すら決まっていない現在。そして地元住民への丁寧な説明も無く住民が置き去りにされている現実。その場しのぎの交渉条件の提示ではなく、そこから追い出される住民の目線で中間貯蔵施設の建設を考えて欲しい。政治家にはもっと想像力を働かせて欲しいと願うばかりだ。

略歴

渡辺和則（わたなべ かずのり）

昭和49年生まれ。福島県司法書士会会員。

福島県双葉郡富岡町出身。

平成17年、富岡町にて司法書士行政書士渡辺和則事務所を開業。

福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされ、現在はいわき市に仮事務所を置き、多くの避難者の相談にあたっている。

司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633**

(通話料無料)

月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時**群馬司法書士会**

＊ ブログにアクセスしてください ＊

原発事故被害者支援司法書士団のブログが開設されました。
避難者の皆様に有益な情報が掲載されています。是非アクセス
してください。月に1300件ほどのアクセスがあり好評を博して
います。今後も原発事故に関する情報を提供し続けていきます。
よろしく願いいたします。アクセス先は下記の通りです。

「原発損害とこれからの生活を考える」

で検索をするか blog.livedoor.jp/genpatudan/ にアクセスして
ください。

皆様方の訪問をお待ちしております。